

## 練馬区地域防災計画 修正箇所一覧

No	頁	修正内容	備考
1	34	医療救護対策を「予防対策」と「応急対策」に分け、発災前に行う活動については、「予防対策」に移行している。	東京都の指摘
2	35	②イ「自動的に」という文言を削除	
3	35	②に以下の文言を追加 カ 災対健康部職員は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）※等を活用し、災害時医療機関の稼働状況等を収集・集約し、区コーディネーターに情報提供を行うとともに災対健康部で共有します。 ※EMIS（Emergency Medical Information System）とは、災害発生時に、被災した都道府県を超えて医療機関の稼働状況など災害医療にかかわる情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する情報を集約・提供していくためのシステム。	
4	35	災害医療コーディネーターの説明を追記	東京都の指摘
5	36	医療救護所一覧の更新	
6	36	(2)④医療救護所医療従事スタッフの記載を追記	
7	37	(3)①「関係機関との連携・協力体制の整備」の記載の追記	都地域防災計画の表記に統一
8	37	(4)「搬送体制の確保」の記載の追記	
9	38	フェーズ区分を変更	都地域防災計画の表記に統一
10	40	医療救護体制図を修正	
11	40	(2)②ア 表現の変更	
12	40	(2)②イ 以下のとおり、文言を修正 傷病者は、医療救護所や医療機関に押し寄せることが予想されます。そこで、医療救護所では、トリアージを行い、負傷の程度に応じて、重症、中等症、軽症に振り分けます。	
13	41	(2)④「重症者の広域搬送」の記載を変更	東京都の指摘
14	41	(2)⑤「災害医療支援医療機関の活動」の記載を変更	東京都の指摘
15	41	(2)⑦「専門医療拠点病院の活動」の記載の変更、⑥の⑦記載順変更 専門的は応急処置が必要な患者（透析患者・妊産婦・精神疾患患者）は、専門医療拠点病院で対応します。 専門医療拠点病院は災害医療支援医療機関の一部とする。	東京都の指摘
16	41	⑧文言修正 医療救護活動拠点に参集し、上記②から⑦までの医療救護活動が円滑になされるよう、区内の医療救護活動等について医学的助言を行うとともに、東京都や他自治体の医療救護活動と調整を図るため、区西北部地域災害医療コーディネーターと情報連絡を行います。	

No	頁	修正内容	備考
17	42	(3)①ア医療救護所の開設基準について、表記を変更	
18	44	災害時医療機関の説明中、専門医療拠点病院を災害医療支援医療機関の一部となるよう表記を変更	東京都の指摘
19	45	災害拠点病院の対応区分中「重傷者」を「重症者」に変更 災害時医療機関表中の医療機関名を修正 ・保谷病院→保谷医院 ・東京聖徳病院→練馬さくら病院	
20	49	(8)③不足医薬品等の調達の流れを、以下のとおり変更 医薬品等の供給協力に関する協定を締結している卸売販売業者7社に対して不足医薬品等の供給を要請します。供給要請を受けた卸売販売業者は医療救護所へ不足医薬品等を直接納品します。これらから医薬品等が確保できない場合には、協定に基づき、練馬区薬剤師会および練馬薬業共同組合に対して不足医薬品等の供給を要請します。供給要請を受けた薬剤師会および薬業協同組合は医療救護所へ不足医薬品等を直接納品します。これらの手段で医薬品等を十分に確保できない場合には、東京都に対して不足医薬品等の供給を要請します。東京都から区が設置した地域内輸送拠点へ不足医薬品等が搬送された後、区が医療救護所へ不足医薬品等を運搬します。	実態に合わせる
21	51	(5)①文言修正 区は、 <u>日本透析医学会災害時情報ネットワーク等により</u>	
22	51	透析医療機関表中の医療機関名を修正	
23	52	6「練馬区災害時医療救護体制の検討」、4～6行目削除、 7行目以下を以下に修正 近年多発している大規模災害や感染症等に対する医療救護活動の課題を解決するため、練馬区災害医療運営連絡会において、関係機関と連携をしながら、医療体制のあり方について、検討を重ねていきます。	